

北広島町公告第 56 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項及び北広島町大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第 5 条並びに第 6 条の規定により公告する。

令和 6 年 9 月 27 日

北広島町長 箕野 博司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ショッピングセンター サンクス
所在地 広島県山県郡北広島町有田 1 5 3 2 番地外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場No.	位 置	収容台数
1	平面駐車場 (別添図面 3 に記載のとおり)	390 台
2	屋上駐車場 (別添図面 3 に記載のとおり)	103 台
合 計		493 台

(変更後)

駐車場No.	位 置	収容台数
1	平面駐車場 (別添図面 4 に記載のとおり)	244 台
2	屋上駐車場 (別添図面 4 に記載のとおり)	102 台
合 計		346 台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場No.	位 置	収容台数
1	サンクス棟北側 (別添図面 3 に記載のとおり)	28 台
2	サンクス棟西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	25 台
3	ジュンテンドー棟北西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	33 台
4	ジュンテンドー棟北側 (別添図面 3 に記載のとおり)	16 台
合 計		102 台

(変更後)

駐輪場No.	位 置	収容台数
1	サンクス棟北側 (別添図面 4 に記載のとおり)	28 台
2	サンクス棟西側 (別添図面 4 に記載のとおり)	25 台
3	ジュンテンドー棟北西側 (別添図面 4 に記載のとおり)	33 台
合 計		86 台

3 変更する年月日

① 駐車場の位置及び収容台数

平成 16 年 12 月 16 日～平成 20 年 1 月 15 日

② 駐輪場の位置及び収容台数

平成 16 年 12 月 16 日

4 変更する理由

計画変更のため

5 届出年月日

令和 6 年 9 月 2 7 日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

北広島町商工観光課（北広島町有田1122 道の駅舞ロードIC千代田管理棟）

(2) 縦覧期間

令和6年9月27日から令和7年1月24日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年1月24日

(2) 提出先

北広島町商工観光課（北広島町有田1122 道の駅舞ロードIC千代田管理棟）